新潟県条例第27号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第１項第２号イ、法第36条第３項第１号（法第37条第２項及び法第41条第４項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第１項及び第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準）

第３条　法第36条第３項第１号（法第37条第２項及び法第41条第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第９条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（設備）

第５条　指定障害福祉サービスの事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業に限る。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者１人当たりの床面積は、おおむね３平方メートル以上とする。

（健康管理）

第６条　指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）（就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第７条　指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　秘密保持等に関する事項

(2)　苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第８条　指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第９条　指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

２　新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（従業者の員数） **第54条**　（略） ２・３　（略） ４　指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第５項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第５項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。次条第５項において「指定障害福祉サービス等基準省令」という。）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（従業者の員数） **第54条**　（略） ２・３　（略） ４　指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第５項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第５項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。次条第５項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（設備） **第55条**　（略） ２～４　（略） ５　指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス等基準省令第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（設備） **第55条**　（略） ２～４　（略） ５　指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス等基準条例第54条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

３　新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（サービス提供困難時の対応）	（サービス提供困難時の対応）

第15条　指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第175条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援Ｂ型事業者（同令第201条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 ２　（略）	**第15条**　指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）第81条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第164条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援Ｂ型事業者（同条例第190条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 ２　（略）